



## 医院閉院後の法律問題

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q

個人で医院を経営している開業医です。高齢になり、後継者もいないので、閉院して引退したいと考えていますが、閉院後の法律問題が心配です。

次のような場合、法的にどうなるのか、どう対処すれば良いのか、ご教示下さい。

1 数年前に当院で手術をした患者が、最近になって医療ミスだと言って損害賠償を要求して来ました。私はミスではないと説明して要求を拒絶しましたが、患者は納得していません。

① 閉院後でも患者は私を訴えることができますか。

② もし、裁判中に私が死亡した場合、遺族が訴訟を引き継がなければなりませんか。

2 当院では、過去10年間のカルテを保管しています。

① 閉院した場合、今後何年間保管すれば良いでしょうか。

② 私が死亡した場合、遺族は保管義務を引き継がなければなりませんか。

A

### 1 ① 医院の閉院と損害賠償義務

閉院後であっても患者は開業医を訴えることができます。

診療に過誤があった場合、患者には診療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権があり、その消滅時効は、原則として、診療終了時もしくは損害発生時から10年間と解釈されています。

本件の場合、既に患者からの損害賠償請求が行われていますので、ただちに保険会社または医師会に医師賠償責任保険事故報告書を提出し、指示を仰ぐことが必要です。

また、患者とのトラブルがなく安心して閉院した場合でも、後日、予想外の賠償請求書が来ることもありますので、閉院時には、ご自分が加入している医陪責保険の廃業特約（閉院後も一定期間は加入時の医療事故について補償される）について、確認しておくことをお勧めします。

### ② 医師の死亡と損害賠償義務の相続

損害賠償義務は、義務者の死亡によって相続人に

相続されます（民法896条）裁判中に被告が死亡した場合には、その相続人（遺族）が訴訟を受継しなければなりません（民事訴訟法124条1項1号）。

### 2 ① 医院の閉院と診療録の保存義務

診療録の法定保存期間は、診療終了時から5年間

（医師法24条2項）、その他の医療記録（エックス線写真など）は2年間です（医療法施行規則20条10号）。したがって、医院閉院後も法定保存期間が過ぎるまでは、責任をもって保管しておかなければなりません。

近年、医療事故の裁判以外でも、医療機関が裁判所や警察から患者の診療録の提出を求められるケースが増えており、法定保存期間内の診療録を廃棄して提出できない場合には、医師法24条違反として処罰（50万円以下の罰金）されることがあります（医師法33条の2）。

### ② 診療録保存義務の相続

診療録保存義務は、行政上の義務ですから、遺族には相続されません。

その場合、誰が保管するかについて明確に法令はありませんが、遺族ではなく保健所などの公的機関が保管するべきだと言われています。

しかし、医師死亡後に患者から遺族が医療過誤を理由に損害賠償を請求される可能性があることを考えますと、既に医事紛争が表面化している患者の診療録については、時効期間である10年間が過ぎるまでは、遺族が自分で保管を継続することをお勧めします。



**医師：**Q1の②は、医師の相続人が途中から訴訟を受継するケースですが、提訴前に医師が死亡している場合には、患者が最初から相続人を訴えることもできるのですか。

**弁護士：**それも可能です。その場合には、患者から依頼を受けた弁護士が戸籍謄本などで相続人の住所氏名を調べて提訴してくることになります。

**医師：**しかし、診療に無関係だった相続人まで訴えられるというのは困りますね。裁判所から診療経過や診断の根拠を説明せよと言われても遺族は説明できないでしょう。

**弁護士：**その意味で、医事紛争が表面化している患者については、医師の生前に医師賠償責任保険事故報告書を提出して保険会社の指示を仰いでおくこと、裁判に備えて診療録や画像などの説明資料を保存しておくことが重要です。

**医師：**裁判になると相続人が出頭しなければなりませんか。

**弁護士：**弁護士を選任しておけば、相続人の代わりに弁護士が出頭します。

**医師：**医療過誤による刑事責任や行政処分は、相続人に及びますか。

**弁護士：**刑事責任は相続の対象とはなりません。また、医業停止などの行政処分も相続人が引き継ぐことはありません。

**医師：**閉院までの手続きの一つとして、これまで診療した患者に閉院することを通知する義務はありますか。

**弁護士：**既に診療を終了している過去の患者全員に対して、閉院を通知する義務はありません。しかし、現在継続的に通院している患者に対しては、閉院の時期などを通知し、患者が希望するならば、転院するための診療情報提供書を書いてあげる義務があります。

**医師：**閉院すると聞いた患者からカルテの引き渡しを要求された場合、引き渡す義務はありますか。

**弁護士：**引き渡す義務はありませんが、患者のニーズに応ずるためにコピーを渡すことをお勧めします。閉院後であっても、法定保存期間中は医師にカルテ原本の保存義務がありますから、カルテの原本を渡してはなりません。

## 関連条文

### 医師法24条2項

前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

### 医療法施行規則20条

法第二十一条第一項第二号 から第六号 まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

#### 一～九（略）

十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。

## 新年おめでとうございます

最新医事紛争Q & Aの連載も今月で9回目となりました。

この連載は、医師の先生方が日常診療で遭遇される法律問題について、単なる法律の解説ではなく、具体的事例に即して現実的な行動指針を提供しようという新しい試みです。

お陰さまで、多くの医師会会員の先生方からご好評を頂いておりますので、私共は、これを励みに次号のテーマに取り組んでおります。

今後予定しているテーマとしては、①院内暴力②精神障害者の自傷・他害行為③クレマー対策④セカンドオピニオン⑤未成年者の医療同意権⑥転医勧告義務⑦治療費の未払⑧医師に対する行政処分などを考えております。特に、昨年8月には三笠市立病院精神科で痛ましい事件が発生しておりますので、②と①は、道内の病院にとって切実な問題です。

この連載は、読者からの事例質問にお答えする形式ですので、今年も積極的にご質問をお送り頂きますようお願い申し上げます。

2014年元旦

弁護士 黒木俊郎  
弁護士 武市尚子